



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06 (6226) 1165 (代)
<https://yuipartners.jp>

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日

国 税／6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)

8月31日

国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日

国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の

中間申告 (年3回の場合) 8月31日

国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日

地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市区町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.



国際観光旅客税の引上げ 日本から出国する際に航空券などの代金に上乗せして徴収される税金。これまでは出国1回につき1,000円でしたが、今年7月以降の出国から3,000円へと引き上げられました。税収はオーバーツーリズム (観光公害) 対策や、日本人が安心安全に海外旅行を楽しめるようにするための環境整備などに充てられます。

～令和8年度税制改正～ 「年収の壁」が178万円に拡大

物価上昇や働き手不足に対応し、令和7年度税制改正では所得税の基礎控除や給与所得控除の額の引上げ措置が実施されました。

令和8年度税制改正では、引き続き物価高で厳しい状況にあることから、更に控除額の引上げが行われ、給与所得がある場合の所得税の課税最低限度額は178万円になりました。

課税最低限のベースとなる「基礎控除」は、その額が定額で、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として納税者の税負担が増加するという課題がありました。

そこで、令和8年改正では、物価上昇に連動して基礎控除と給与所得控除の額を引き上げる仕組みが創設されました。具体的には、所得税法本則に規定される基礎控除及び給与所得控除の最低保障額について、見直しの控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗じて調整するこ

とになりました。

また、源泉徴収義務者等の事務負担にも配慮し、見直し後の控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直しの初年度は月次の源泉徴収等では対応せず、年末調整で対応することになりました。

1 基礎控除

基礎控除は、所得税法の「本則」に規定された金額と、納税者の合計所得金額に応じて加算される「特例加算」に分かれます。それぞれの金額がどう変わったか、詳しく見ていきます。

(1) 改正前の基礎控除額

令和7・8年分の基礎控除額は、本則に規定された58万円に、特例加算として5万円（37万円の4段階の金額が上乗せされていました）。

また、令和9年分以降は、合計所得金額132万円以下の場合に37万円を上乗せすることとされています。

(2) 改正後の基礎控除額

令和8年改正では、本則の基礎控除額を62万円に引き上げる

とともに、特例加算が次のように見直されました。

○令和8・9年分

- ・合計所得金額489万円以下の場合には42万円を上乗せ
- ・合計所得金額489万円超655万円以下の場合には5万円を上乗せ

○令和10年分

- ・合計所得金額132万円以下の場合には37万円を上乗せ
- この結果、令和8・10年分までの基礎控除額は【表1】のとおりとなりました。

2 給与所得控除

次に、給与所得控除の改正内容を見ていきます。

(1) 改正前の給与所得控除額

給与等の収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除の最低保障額は65万円とされていました。

(2) 改正後の給与所得控除額

令和8年改正では、令和8・9年分の給与所得控除の最低保障額を69万円に引き上げるとともに、給与等の収入金額が220万円以下の納税者について更

に5万円を上乗せする特例「最低保障加算」が創設されました。この結果、令和8・9年分の給与所得控除額は【表2】のとおりとなりました。

また、個人住民税については、令和9・10年度において本改正事項が適用されます。

なお、給与等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払う給与等に本改正事項を反映するものとし、令和8年分については、年末調整で適用することとなりました。

3 各種所得控除の所得要件

以上の変更に伴い、同一生計配偶者等の所得要件も見直されました。主な控除の改正後の要件は次のとおりです。

- (1) 同一生計配偶者・扶養親族
合計所得金額62万円以下
(改正前58万円以下)
- (2) ひとり親控除の生計を一にする子
総所得金額等62万円以下
(改正前58万円以下)
- (3) 勤労学生控除の勤労学生
合計所得金額89万円以下
(改正前58万円以下)

- (4) (改正前85万円以下)
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
必要経費に算入する金額の最低保障額69万円
(改正前65万円)

4 まとめ

令和8年改正で、基礎控除額は本則の62万円と特例加算の42万円を合わせて104万円に、給与所得控除額は74万円になりました。これにより、いわゆる「年収の壁」と呼ばれる所得税の負担が生じ始める課税最低限は178万円へと拡大され、物価高への対応等により手厚くなっています。しかし一方で、源泉徴収や年末調整といった実務はより複雑になりましたので、各種控除の適用に誤りがないよう、注意が必要です。

【参考資料】
財務省
パンフレット
「令和8年度
税制改正」



【表1】基礎控除額（令和8年分～10年分）

合計所得金額		令和8年分～令和9年分			令和10年分					
		本則	特例加算	合計額	本則	特例加算	合計額			
132万円以下		62万円	42万円	104万円	62万円	37万円	99万円			
132万円超	336万円以下					—	5万円	67万円	—	62万円
336万円超	489万円以下									
489万円超	655万円以下									
655万円超	2,350万円以下		—	62万円			48万円	48万円		
2,350万円超	2,400万円以下	48万円			48万円					
2,400万円超	2,450万円以下	32万円			32万円					
2,450万円超	2,500万円以下	16万円			16万円					
2,500万円超		0円			0円					

【表2】給与所得控除額（令和8年分～9年分）

給与等の収入金額	給与所得控除の額		
	最低保障額	最低保障加算	合計額
190万円以下	69万円	5万円	74万円
190万円超 220万円以下			
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円		
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円		
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円		
850万円超	195万円（上限）		

令和8・9年分
基礎控除：104万円
給与所得控除：74万円
の合計で
年収の壁が
178万円に

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、原材料費や光熱費の高止まりが続いています。外部環境の変化を敏感に捉えながら、自社の強みを見つめ直し、安定した事業継続に向けた戦略を描いていくことが求められます。

令和8年度の税制改正では、インボイス制度における各種経過措置が見直されました。免税事業者等との取引に係る仕入税額控除については、適用期限が2年間延長されるとともに控除可能割合が見直され、本年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。一方、売り手側の個人事業者に向けては、2割特例に代わり、令和9・10年分について納税額を売上税額の3割とすることができる「3割特例」が設けられます。これらの改正を踏まえ、取引条件の見直しや今後の対応方針の検討が必要となります。

労務関係でも重要な法改正が続いています。4月からは少子化対策の財源確保のため、労使折半で負担する「子ども・子育て支援金」の徴収が開始。また、働く高齢者の年金を調整する在職老齢年金制度では、支給停止基準額が引き上げられ、シニア層のさらなる就労意欲向上が期待されています。さらに10月には、カスタマーハラスメントなどへの対策が事業主に義務付けられるため、早めに体制整備を行うことが重要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶いたします。

被相続人が亡くなる前の贈与財産

Aさんは、父の死亡に伴い財産を相続しましたが、父が亡くなる3年前から各年100万円（合計300万円）の現金の贈与を父から受けていました。贈与税は、各年とも基礎控除額100万円以下なので申告不要でした。被相続人から生前に贈与された財産のうち相続開始前の一定期間に贈与されたものは相

続税の課税価格に加算することになります。この300万円も加算が必要でしょうか。暦年課税による贈与により取得した財産については、贈与税が課されていたかどうかに関係なく相続税の課税価格に加算しなければなりません。したがって、300万円を加算することになります。なお、加算対象期間は令和6年1月1日以降の贈与から相続開始前7年以内（それまでは3年以内）です。

KEY WORD

一時所得内で損益の相殺はできる？

生命保険料の負担者本人が満期保険金等を受領した場合は、原則として一時所得になります。一時所得の金額は、保険金の総額から既に払い込んだ掛金（保険料）の額を差し引き、さらに特別控除額50万円を差し引いた金額です。赤字になっても給与所得等の他の所得と損益通算はできません。

同じ年に保険金A（解約返戻金100万円、掛金200万円、差引△100万円）と保険金B（満期保険金900万円、掛金600万円、差引300万円）を受け取った場合は、一時所得内の内部通算が可能です。この場合の一時所得の金額は、収入総額（100万円＋900万円）－掛金（200万円＋600万円）－50万円＝150万円となります。さらに1/2をした75万円が課税の対象です。

なお、定期保険の保険期間が満了した場合のように、収入金額（満期保険金等）のないものは内部通算できません。